

【募集要項】個別実施型：2026 年度 電圧電流発生器技能試験

✓ 目的

本技能試験は、ISO/IEC 17043 に基づき、主に以下の目的で実施します。

- ・社内で計測器の校正を行う要員の力量確認
- ・ISO/IEC 17025 認定の取得・維持に必要な技術能力の確認

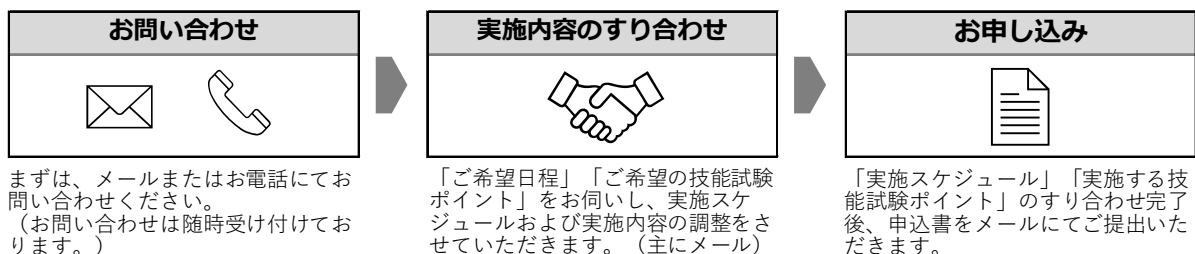
✓ 参加要件について

- ・「技能試験の実施概要」に記載の技能試験項目、技能試験品目（仲介器）および技能試験ポイントについて、校正手順を有し、かつ校正の不確かさを算出できること。
- ・本募集要項および技能試験参加申込書の別紙「ご了承事項」に同意いただけること。

✓ お申し込みについて

受付開始日	随時受け付けております。
申込締切日	
申込書	「技能試験参加申込書」（所定様式）
申し込み方法	「実施スケジュール」「実施する技能試験ポイント」のすり合わせ完了後、申込書に必要事項を入力いただき、記名押印または自署の上、メール添付にてお問い合わせ先欄に記載のアドレス宛にご送付ください。

お申し込みまでの流れ



✓ 機密保持について

参加者に関する情報（技能試験業務を行う過程で得られた情報や作成した全ての情報）は機密として扱い、技能試験業務の実施にのみ使用いたします。ただし、以下の場合には第三者に開示することがあります。

- ・当機構が ISO/IEC 17043 等の審査を受ける際に認定機関へ申込書等を審査資料として開示する場合
- ・法令または官公署からの命令・要請等があった場合

✓ 異議申し立てについて

当機構が発行する技能試験報告書および技能試験判定結果報告書に異議がある場合は、必要事項を記載した文書をメール添付で、発行日から 30 日以内にお問い合わせ先欄に記載のアドレス宛にご送付ください。

- ・申立人の連絡先（会社名・所属、氏名、住所、電話番号、メールアドレス）
- ・技能試験番号
- ・参加事業者名
- ・異議申し立ての具体的内容

注）申立人の個人情報、異議申し立てに関する連絡調整にのみ使用します。

✓ 技能試験の実施概要

技能試験名称	2026 年度 電圧電流発生器技能試験
技能試験番号	JQA-PT-2026-011n [n=1~9] ※技能試験番号の「n」は、お申し込みいただいた際に当機構にて 1 から 9 までのいずれかの数字を割り当てます。
技能試験項目	直流電圧、直流電流、交流電圧、交流電流
技能試験品目（仲介器）	電圧電流発生器
技能試験品目（仲介器）の詳細	2560A（YOKOGAWA 製）、2558A（YOKOGAWA 製）
技能試験ポイント	<p><直流電圧></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1000 V（1000 V レンジ） ・ 100 V（100 V レンジ） ・ 10 V（10 V レンジ） ・ 1 V（1 V レンジ） ・ 100 mV（100 mV レンジ） <p><直流電流></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10 A（10 A レンジ） ・ 1 A（1 A レンジ） ・ 100 mA（100 mA レンジ） ・ 10 mA（10 mA レンジ） ・ 1 mA（1 mA レンジ） ・ 100 μA（100 μA レンジ） <p><交流電圧></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1000 V（1000 V レンジ、50 Hz/60 Hz） ・ 100 V（100 V レンジ、50 Hz/60 Hz） ・ 10 V（10 V レンジ、50 Hz/60 Hz） ・ 1 V（1 V レンジ、50 Hz/60 Hz） <p><交流電流></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 A（1 A レンジ、50 Hz/60 Hz） ・ 100 mA（100 mA レンジ、50 Hz/60 Hz） <p>※ご希望の技能試験項目およびご希望のポイントをお選びいただけます（複数可）。</p> <p>※各技能試験ポイントでの校正の不確かさ（拡張不確かさ）は、相対値（単位が%など）ではなく絶対値（単位が mV など）で報告いただきます。</p> <p>※上記以外のポイントをご希望の場合はご相談ください。</p>
参照機関の校正において想定される拡張不確かさ（包含係数 $k=2$ ）	<p><直流電圧></p> <p>1000 V : 0.0015 %</p> <p>100 V、10 V、1 V : 0.001 %</p> <p>100 mV : 0.0015 %</p> <p><直流電流></p> <p>10 A : 0.01 %</p> <p>1 A : 0.005 %</p> <p>100 mA、10 mA、1 mA、100 μA : 0.003 %</p> <p><交流電圧></p>

	<p>1000 V (50 Hz、60 Hz、1 kHz) : 0.005 %</p> <p>100 V (50 Hz、60 Hz、1 kHz) 0.005 %</p> <p>10 V (50 Hz、60 Hz、1 kHz) 0.005 %</p> <p>1 V (50 Hz、60 Hz、1 kHz) 0.005 %</p> <p><交流電流></p> <p>1 A (50 Hz、60 Hz) : 0.01 %</p> <p>100 mA (50 Hz、60 Hz) : 0.01 %</p> <p>※付与値の拡張不確かさは、この値よりも大きくなることがあります。</p>
参照機関	一般財団法人日本品質保証機構 計量計測センター
参加可能な事業者数	1事業者以上
技能試験品目(仲介器)の持ち回り方法	参照機関 ⇒ 参加者 ⇒ 参照機関 ※技能試験品目の搬入・搬出は、当機構が手配した運送業者が行います。
技能試験実施期間	ご希望日程を伺った上で実施スケジュールを調整いたします。 技能試験品目の搬入日・搬出日については、お申し込み後にお送りする「技能試験日程及び技能試験品目回付に関する連絡書」にて、別途ご案内いたします。
技能試験報告書および技能試験判定結果報告書の発行予定時期	参加者からの技能試験品目(仲介器)搬出日から起算して27営業日以内 (中間報告書の発行はございません)
参加費用(税込)	ご希望のポイントおよび実施期間等によって異なります。詳細はお問い合わせください。 ※参加費用には、技能試験品目の輸送費を含みます。 ※参加費用は、「技能試験報告書」発行時に請求いたします。
付与値の決定	技能試験品目を参加者に回付する前後に参照機関で実施した校正結果の平均値を付与値とします。付与値の不確かさは、各校正結果に含まれる不確かさに加え、2つの校正結果の差を考慮して算出します。
パフォーマンス評価の基準	技能試験結果は、ISO/IEC 17043:2023 Annex Bに基づき E_n スコアを計算し、以下の基準によりパフォーマンスを評価します。 $ E_n < 1.0$: 許容範囲内 $ E_n \geq 1.0$: 許容範囲外
特記事項	本技能試験は、ISO/IEC 17043 認定範囲内 (JAB 認定番号: PTP00080) で実施する技能試験であり、「技能試験報告書」の表紙には MRA 複合シンボルマーク (ILAC-MRA マーク及び JAB 認定シンボル) が表示されます。 【認定情報】 https://www.jab.or.jp/certification_institutions/814

<お問い合わせ先>

一般財団法人日本品質保証機構 計量計測部門 ソリューションサービス課

〒192-0364 東京都八王子市南大沢 4-4-4

TEL : 042-641-6979 / E-mail : keiryu-pt@jqa.jp

以上